

学位論文審査要旨

梶 居 佳 広

イギリスからみた

日本の「植民地（朝鮮・台湾・満州）」支配

戦間期外交報告（Annual Report）を中心に

審査委員 主査 赤 澤 史 朗
副査 松 野 周 治
副査 西 村 め ぐ み

〔論文内容の要旨〕

論文の構成

論文の構成は、以下の通りである。

序 章

第1章 イギリスと日本植民地の関係

・ 在留イギリス人

1. 朝 鮮

2. 台 湾

3. 満 州

・ 駐在イギリス領事

第2章 朝鮮支配に関する報告

・ 前 史

・ 斎藤総督（「文化政治」）期の報告（1919～1931年）

1. 「改革」とその成果

2. 朝鮮国内の諸状況

・ 宇垣総督期の報告（1931～1936年）

1. 満州との関係

2. 朝鮮国内の諸状況

- 3. 宇垣総督への評価：「転換」か「継続」か
- . 南総督（「皇民化」）期の報告（1936～1941年）
 - 1. 総督府との関係悪化
 - 2. 朝鮮国内の諸状況
 - 3. 太平洋戦争直前の報告
 - 4. 南総督への評価
- . 太平洋戦争勃発後（1942～1945年）の報告
 - 1. カイロ宣言以前
 - 2. カイロ宣言以後

小 括

第3章 台湾支配に関する報告

- . 前 史
- . 文官総督・「内地延長主義」期の報告（1919～1936年）
 - 1. 前 期（1920年代）
 - 2. 後 期（1930年代前半）
- . 武官総督・「皇民化」政策期の報告（1936～1941年）
 - 1. 排外主義の高まり・英米人の台湾撤退
 - 2. 「皇民化」政策・戦時動員体制
- . 太平洋戦争勃発後の報告（1942～1945年）
 - 1. カイロ宣言以前
 - 2. カイロ宣言以後

小 括

第4章 満州支配に関する報告

- . 満州事変以前の報告：「特殊権益」問題を中心に
 - 1. 第1次世界大戦までのイギリスの態度
 - 2. 1920年代
- . 柳条湖から盧溝橋へ：1931～1937年の報告
 - 1. 前 期（1931～1933年）
 - 2. 後 期（1934～1937年）
- . 日中全面戦争下の「満州国」：1937年以降の報告
 - 1. 1937年：日中戦争勃発直後の報告
 - 2. 1938年：「親日」外交官（？）の満州報告
 - 3. 1939年以降：状況の悪化と抑圧の強化

補：太平洋戦争勃発後の報告

小 括

終章：まとめ

・ 論文の要約

本論文のタイトル中にある「植民地(朝鮮・台湾・満州)」の用語について、著者は「序章」の注12の中で説明している。それによると、朝鮮・台湾は日本の直轄植民地であるが、「満州」に関しては関東州租借地など以外の地域は、法制上の植民地ではない。しかし今日の研究では、法制上の植民地と認められた「公式帝国」以外で実質的支配権が及ぶ地域を、「非公式帝国」とみなす概念が広く普及しており、「満州」はこの日本の「非公式帝国」に属するとしている。「植民地(朝鮮・台湾・満州)」という用語は、この「公式帝国」「非公式帝国」の双方を含む意味で用いたものであるという。

「序章」は、日本の植民地史研究の研究史整理を行いつつ、本論文の主題と方法を示したものである。著者によれば欧米の日本認識は、「西欧的近代化」を成し遂げたアジアの国という理解と、その「西欧的近代化」は表面的なもので、「似て非なる」異質な国家と社会という理解に二分されるという。そして後者は、日本の戦争責任追及の論理とも結びついているという。日本の植民地史研究の流れもこれに照応し、1980年代以前の研究では、日本においても欧米においても、「似て非なる」支配という見方が優勢であった。これに対し、1980年代以降の欧米での研究では、日本の植民地支配と欧米のそれとを比較し、しばしばその類似性や肯定面を見出す研究が出現してくるという。著者によればこうした研究には、国際比較の広い視野がある反面、欧米諸国もかつて植民地支配国であったことからくる視点の「偏り」があるという。

以上の研究動向を踏まえて、本論文の主題は、第一次世界大戦と第二次世界大戦の間のいわゆる戦間期において、欧米諸国が抱いていた日本の植民地支配に対する認識・イメージを解き明かすというものである。その際ここでは、その当時世界最大の植民地領有国であり、植民地支配の「スタンダード」を示すものと見られていたイギリスの外交当局から見た、日本の「植民地」支配の特徴の検出を課題として設定している。

ここで分析の対象とされた戦間期は、今日から見ると植民地支配全般の動揺が大きくなりそれが瓦解に向かう、植民地支配の解体期とも言える。この解体期を前に

して、支配国はどのようなスタンスに立とうとするのか、その点に関する日本と欧米諸国との共通性や差異性の検出が、本稿の追求する課題である。また、著者によれば欧米諸国との共通性や差異性は、日本の植民地支配に関するキー・ワードとされる「同化」についても、同様に見られるという。つまり「同化」を特に経済・法制度次元での「文明化」と同じ意味で理解する考え方からすると、欧米諸国との共通性が見られると言える。これに対し、「同化」を特に文化・イデオロギー次元の「日本」への同質化として理解すると、むしろ異なる面が前面に出る。また、本論文で分析の対象とされた日本の植民地に関する「年次報告書（Annual Report）」は、現地大使館・公使館・領事館に駐在するイギリス領事たちの報告であり、それぞれの地域に関する「専門家」の報告としての意味を持つという。

第1章「イギリスと日本植民地の関係」は、本論文の前提として、この時期イギリスが日本の植民地とどのような利害関係を持ち、「年次報告書（Annual Report）」を執筆した領事たちがどういった人たちで構成されていたかが明らかにされている。まず「 . 在留イギリス人」の節では、朝鮮・台湾・満州といった日本の「植民地」に、どういった職種のイギリス人がどれだけの数在住していたのかが時期別に示されている。朝鮮に在住するイギリス人のうち最も多いのは「宣教師」であり、少数の鉱山関係者などがこれに次いでいる。台湾でも「宣教師」は多いが、茶に関して英米資本は優位に立ち、他の「植民地」に比べて経済的利害関係が比較的大きかったと言える。満州でも「宣教師」は多いが、銀行業をはじめイギリス人でもそれなりの経済活動が展開されていた。

「 . 駐在イギリス領事」では、領事たちはイギリスの外交機関の中で、いわばノン・キャリア組の現地専門家といった存在であったこと、また極東地域の領事たちは、日本関係担当者と中国関係担当者に二系列に大きく分けられていたことが、指摘されている。

第2章「朝鮮支配に関する報告」では、戦間期に朝鮮統治に携わった三人の総督「支配」のあり方を中心に、イギリス領事による日本の朝鮮支配の評価を論じたものである。その際特に、1943年のカイロ宣言での「朝鮮人民の奴隷状態」という認識が、いつどのような形で形成されたのかという点を解明すべき課題としてあげている。

「 . 前史」は、これに先立つ日本の植民地化前後の時期における、英米の朝鮮に対する態度を概観したものである。そこでは英米ともに日本による併合・植民地

化を容認していること、しかし併合後の総督府による取り締まりの強化や1919年の三一独立運動への弾圧に対しては非難の姿勢を強め、朝鮮統治改善の要請を行ったと述べられている。

「 . 齋藤総督(「文化政治」)期の報告(1919~1931年)」は、英米の改善要請に対応した齋藤実総督のいわゆる「文化政治」に対する領事報告の特徴を論じたものである。領事の報告で注目されているものの一つは、「文化政治」を示す諸改革とその成果についてである。具体的には「野蛮」な鞭打ち刑の廃止と、従来の憲兵警察から普通警察への移行、ミッションスクールの待遇改善や教育面での朝鮮人の待遇改善、道・府・邑・面において諮問機関を設置し、その諮問機関を朝鮮人の制限選挙による公選制としたこと、などについてである。これらについて英米の領事たちは総じて肯定的に評価し、三一独立運動時より「親日」姿勢に転じ、齋藤総督の評価は高かった。ただし、朝鮮人の教育に関しては十分な財政的援助がなく、教育を受けられない朝鮮人の不満が高いこと、制限選挙下で大半の朝鮮人は政治参加できなかったことが指摘・批判されていたという。

またこの時期にも、朝鮮人の非合法の独立運動や事件はしばしば発生しており、それらに関する報告も多いが、領事たちはそれらの運動や「危険思想」については決して肯定的ではなかった。ただし領事による報告のスタンスの違いもあり、1920~26年に駐在したレイ総領事は日本に好意的で朝鮮人の運動には冷淡であった。これに対し1927~31年に駐在していたホワイト総領事は、より日本に批判的で、もっと多くの朝鮮人に対し経済活動・教育・政治参加の機会を与えるべきだと考えていたようである。

「 . 宇垣総督期の報告(1931~1936年)」は、日本の従来の研究では朝鮮統治の転換点と位置付けられることの多かった宇垣総督期が、むしろ英米の領事報告では、齋藤総督期の「文化政治」の「継続」として理解されていた事実を明らかにしたものである。そのため宇垣総督に対しても、肯定的評価が目立ったという。なお新たに注目されたのは、満州事変以降の朝鮮北東部での経済開発であった。ただし、中央地方の諮問機関とその選挙制度が有効に機能していないこと、朝鮮人へ「愛国心」を喚起する教育には成功していないことなどが報告されているが、それはしばしば朝鮮人が「文明」的でないという認識と結びついていた。そして抗日運動に関する報告は減少し、やがて全くなってしまふことなどが指摘されている。

「 . 南総督(「皇民化」)期の報告(1936~1941年)」は、総督府と朝鮮在留英米人との関係が悪化していく時期の報告であった。悪化を促したのはミッションスクールへの神社参拝の強制政策であり、多くのミッションスクールが閉鎖に追い込

まれることとなる。さらに総督府によって援助された、官製の「排英運動」も起こってくる。こうした中で、前総督の宇垣への肯定的評価とは違ってかわって、英米領事の南総督への評価は極めて厳しいものとなった。

この時期には朝鮮人にも日本語の強要や神社参拝、その他朝鮮独自の文化・風習を無視した、生活習慣の「日本化」を意味する「同化」政策が実施されるようになる。この点に関して英米の外交当局は、ともに批判的であった。そしてこの種の「同化」政策は、南総督下での統治の軍国主義化と一体のものとして理解されていたのであった。

「太平洋戦争勃発後（1942～1945年）の報告」は、英米の在日外交機関が撤収した後の時期の、本国で作成された朝鮮支配に関する報告書である。アジア太平洋戦争の開戦とともに、朝鮮を現状の日本支配の下に置いたままにしておくことが、根本的に再検討されるようになっていく。1943年のカイロ宣言での朝鮮の信託統治案は、その結論であった。こうした朝鮮の信託統治を選ぶという考え方には、一方では日本の朝鮮支配のあり方が、軍事的・暴力的で、不適正なものであるとする見方が強まったことを示している。しかしそれは他方では、朝鮮人が独立する能力に対しても、否定的な評価が多かったことを意味するものであった。ただし英米の報告はいずれも、朝鮮人に独立志向の強いことを指摘していた。またイギリスの報告書の方が、特に「物質的な進歩」をもたらしたという点で日本の統治に関して相対的に好意的であり、これに比べてアメリカのそれの方が日本の支配のあり方に否定的であり、朝鮮人の独立の能力に対しても比較的肯定的に評価しているという、違いがあったという。

「小括」は、この章の冒頭の問題提起であるカイロ宣言での「朝鮮人民の奴隷状態」という表現の発生原因について答えたものである。この表現は英米から見て、もともと日本の朝鮮支配は従来「対等な関係」にあったものを強引に植民地化した無理があったという理解や、1930年代後半以降の朝鮮での暴力的「同化」＝「皇民化」政策が「異常」であるという認識に基づくものであるとともに、その反面で「文明的に「遅れた」民族としての朝鮮人」という認識があり、その両者が合わさったものだったという結論に至っている。つまりそれは、朝鮮の独立を否定する信託統治構想に照応した理解なのであり、著者はその認識の歪みについても批判的に言及している。

第3章「台湾支配に関する報告」では、最初に本章の課題として、特に朝鮮統治との比較で、日本の統治政策や被支配民族の態度をどのように理解していたかに着

目しながら、英米の領事報告を検討するとしている。

「 . 前史」は、第一次世界大戦期までの台湾に関する領事報告などの特徴を指摘したものである。ここでは、アメリカは台湾に関心が薄く、イギリスでは日本の台湾領有を容認した上で、この地でイギリス人の持つ経済的「利害」に専ら関心を抱いていたとまとめている。

「 . 文官総督・「内地延長主義」期の報告(1919~1936年)」では、第一次世界大戦後の原内閣の改革によって台湾で文官総督が実現したこと、この文官総督の下で日本の法制度の適用(「内地延長主義」)や教育分野での台湾人差別を解消する方向の教育改革が実施に移されたことを、英米の領事たちが高く評価していたことを指摘している。それは同時期の朝鮮支配が、武官統治の継続の中での「文化政治」であったのに比べて、文官支配への転換と法制度上の「同化」を推進したという点で、より積極的な「文明化」を実現するものと理解されたからであった。また台湾人の間に中国本土との政治的な結びつきやナショナリズムの高まりは見られず、朝鮮とは異なり独立への志向は見られない。とはいえ、台湾議会設置運動や教育上の差別への不満など、台湾人の差別撤廃の要求があったことを領事たちは報告している。

朝鮮にはない台湾統治独自の問題は、台湾人向けの政策と扱いの異なる少数民族政策、即ち「理蕃政策」の問題であった。この「理蕃政策」に対する反発から、1930年に霧社事件という少数民族の反乱事件が起きたにもかかわらず、総じて領事たちは「文明化」を推進するという観点で、台湾総督府の「理蕃政策」を肯定的に評価するのであった。

ただし領事たちは、台湾の文官総督が政党政治の利権ポストとなって、頻りに総督交代が行われたことには批判的であった。しかし政党政治の終焉後、中川総督が4年間にわたって留任したことで、文官総督の評価は再び高まる。しかも台湾総督府は、この頃政治介入するようになった台湾軍と対立してくる。特に外国人「スパイ」容疑の取り締まり問題などで総督府が軍と異なる姿勢を見せたことで、英米の領事たちは軍の進出に警戒感を示す反面、台湾総督府に好意的な評価を与えたのであった。

「 . 武官総督・「皇民化」政策期の報告(1936~1941年)」は、武官総督への転換とともに総督府と英米人との対立が高まり、台湾人に対して「皇民化」政策が実施された時期の報告であり、領事たちの総督府への評価は前代とうってかわって低下する。英米人との対立の深まりは、「スパイ」事件摘発、排英運動、ミッションスクールでの神社参拝強制などで生じ、英米人は1940年にはほとんどが退去するこ

ととなる。領事報告では、「皇民化」政策という台湾人の「日本化」政策は、戦時動員体制の構築と一体の、極めて国家主義的で抑圧的なものであり、台湾人はそれを積極的に受け入れる姿勢はないが、さりとてそれに対し強い反抗が見られるわけではないと説明していた。なお台湾総督府の政策へは厳しい批判が目立ったが、小林総督への評価は別であった。小林は海軍軍人出身で、かつて朝鮮で「文化政治」を行った斉藤総督の衣鉢を継ぐものと見られており、同時期の朝鮮の南総督への辛い評価とは対照的に、イギリス領事のその評価は好意的なものであったという。

「 . 太平洋戦争勃発後の報告（1942～1945年）」は、アジア太平洋戦争の開戦による領事館閉鎖後の、英米本国で作成された報告である。そこではカイロ宣言での台湾の中華民国帰属の決定に照応して、日本の台湾統治が台湾人を差別する抑圧的なものであったことが強調されるようになる。とはいえ日本支配下の台湾と大陸本国との間にある経済格差についても、英米の外交機関の報告は注目しており、台湾の中国への再統合が矛盾をはらむ可能性を指摘していた。

「小括」は、この章の最初の問題提起に応える形で問題を整理している。それによると日本の朝鮮支配・台湾支配に対する領事たちの見方は、1920年代～30年代前半のそれに関しては好意的、1930年代後半以降は批判的という点で同じ枠組みといえるが、相違点もあるという。つまり台湾支配は朝鮮支配と比べ、法制上での本国との「同化」の推進、経済開発、独立運動の弱さの点で違いが見られ、英米の領事たちには台湾は「より欧米植民地に類似した、いうならば「植民地らしい植民地」と映り、朝鮮に比べその支配も相対的に「成功」していると捉えていたというのである。ただし著者は、その見方には被支配者である台湾人・先住民の視点が欠けていると、批判的に言及している。

第4章「満州支配に関する報告」は、日本の朝鮮・台湾支配と比較して、その満州支配を英米の領事たちがどのように捉えていたのかを検討したものである。著者はここで、英米にとっての対朝鮮・台湾関係との違いとして、英米は「満州国」を国家として一度も承認していなかったこと、満州はいわば日本が「間接支配」する地域であったこと、満州は対ソ関係に象徴される国際緊張の場であり続けたこと、といった根本的な関係の違いを指摘している。

「 . 満州事変以前の報告：「特殊権益」問題を中心に」は、第1次世界大戦期までを前史として押さえながら、主に1920年代の領事報告を中心に扱っている。第1次世界大戦期までの時期では、イギリスが日本の「21ヶ条」要求を容認したことに示されるように、自国の利益が侵害されない限りで、日本の南満州での権益拡大を

容認していたとしている。

1920年代から30年代初期の日本の満州支配に関する問題は、中国、日本、関東州、朝鮮の、4種の年次報告の中で別々にふれられていた。それらは作成した大公使館・領事館も異なり、満州関係といっても報告の主体によって関心の違いが見られたという。

この時期のイギリス領事報告は、ワシントン会議までは山東問題が大きな位置を占めていたが、それ以降は日本の満州での「特殊権益」をめぐる日中間の対立に焦点が移るようになる。つまり日本の「特殊権益」や利権の回収を図ろうとする流れに立つ中国側と、それらの権益喪失の可能性に過剰な危機感を抱き、それを死守しようとする在満日本人など日本側との対立である。しかし北伐の進展、張作霖の爆殺事件、張学良政権の国民政府への統合(「易幟」)といった経過の中で、日本の立場は次第に不利化しているというのがイギリスの観測だった。ただしイギリスの立場は、日中のどちらの側にも明確な支持を与えるものではなかった。また中国公使館の年次報告には、中東鉄道問題など満州におけるソ連と中国との関係への着目があったという。

「柳条湖から盧溝橋へ：1931～1937年の報告」は、満州事変から日中全面戦争直前までの時期の報告を検討したものである。なお1934年から奉天総領事は日本領事関係者から選ばれるようになり、幾つかの報告書に分かれていた満州問題の扱いは、「満州国」に関する年次報告書」に一本化されることとなった。

まず柳条湖事件以来一貫して強まっているのは、関東軍に対する批判と警戒の視点である。イギリスから関東軍は中国侵略の急先鋒であり、東アジアの国際秩序の攪乱分子であると見られていた。関東軍は華北分離工作など対中関係のみならず、対ソ関係でも好戦的態度を持っていると判断されたのである。とはいえ、満州における日本の特殊権益保持については、イギリスの領事報告はしばしば肯定的であった。ただしこの宥和的態度も、イギリスの経済的権益が保障され、満州での「門戸開放」が実現する限りにおいてであった。1934年以降の「満州国」での経済統制の進展は、石油その他の英米資本を圧迫するものだったのであり、満州の「門戸開放」の建て前は全く空文化したと見ている。これに加えてミッションスクールへの圧迫もあり、満州在留のイギリス人は撤退する方向にあった。

「満州国」については、「日本の支持を受けた保護国」と位置付けられている。「満州国」が宣伝するイデオロギーである「王道」などは絵空事に過ぎず、関東軍は「満州国」を事実上支配し、その国家運営の仕方も不適切であると見られていた。しかし満州での経済開発の進展に関しては、肯定的に評価されている。

「 . 日中全面戦争下の「満州国」：1937年以降の報告」は、1937～39年の奉天総領事の報告を扱ったものである。それらの報告における、関東軍への批判、英米人への圧迫の事実、軍事優先で事実上は日本の属国である「満州国」の統治やイデオロギーの問題性の指摘といった点は、これまでの報告と同様といえよう。ただしノモンハン事件の敗北に見られる関東軍の弱点、排英運動の進展によるイギリス人への圧迫の強化、そして「満州国」政府のプロパガンダに無關心な、在満中国人の不服従の態度、さらに経済開発の部分的失敗といった指摘が、新たに加わっている。こうした視点は、日本側からは「親日派外交官」と見られていたホワイト総領事の報告でも、基本的には同じであった。また、1939年から社会状況が急速に悪化し支配が抑圧的になったとする見方は、満州・朝鮮・台湾の各領事報告に共通していると、著者は指摘している。

「補：太平洋戦争勃発後の報告」は、太平洋戦争期にイギリス外務当局で作成された、満州支配に関する二つの報告書を紹介したものである。そこでの新たな指摘は、日本の軍事的な満州統治の仕方が、太平洋戦争期の占領地支配のモデルとされていること、満州の経済開発は、戦後にそれを手に入れる中国の利益になるだろうと予測している点である。

「小括」は、イギリス側の日本の満州支配に関する見方を、朝鮮・台湾支配への見方と比較してその特徴を検出したものである。著者によればイギリスの方針は日露戦争後一貫して、日本の経済開発と「門戸開放」の両立、日本の「特殊権益」容認と中国の主権尊重の両立、の二つを目指したものであったという。しかしこれらの両立は次第に困難となり、「満州国」の建国以降、その両立は不可能になったのである。

イギリスから見ると、満州は朝鮮や台湾に比べて「支配の浸透力」が弱く、「満州国」は関東軍の軍事力によってのみ成り立つ国家であった。また満州に対してはイギリスの「門戸開放」の要求が持続した点も、朝鮮や台湾との違いを見せている。さらに関東軍に対しての評価は朝鮮・台湾より早い1930年代前半期から厳しかったが、それは関東軍の支配する満州が、日本の進路を誤らせる「元凶」「震源地」と理解されたためだと、著者は総括している。

「終章：まとめ」は、本論文の結論部分に当たる。著者によれば、イギリスにとって日本の「植民地」は、総じて利害も関心も薄い地域であった。このことは日本の支配の実態に関し、「第三者」的な立場で論評した報告が多かったことに照応しているという。イギリスの日本の「植民地」への関心は、もう一つその「植民

地」をめぐる国際関係にあり、特に満州に関してはその視点が強かった。関東軍に対する厳しい評価は、関東軍が「東アジアの攪乱要素」と見なされたことが大きかったという。

その上で、日本の「植民地」支配の評価の特徴は、三点に要約出来るという。第一は日本の「植民地」経済開発を「文明化」を実現するものとして高く評価し、またそれが「植民地」の社会的安定と対日協力層の創出をもたらす効果を持つものと理解していた点である。この点では日本の「植民地」支配は、欧米のそれと同質のものと考えられていた。ただしこの経済開発の点でも、戦時中の報告になると、逆に日本による経済的搾取の「暗黒面」に焦点が当てられることとなったという。

第二は、日本の「植民地」における軍（特に陸軍）の支配への否定的評価である。イギリスは軍主導の支配を、「暴走」する支配と見なしており、この軍主導の支配の中で文化や風習の「日本化」と同義の「同化」政策が強行されたと見られていたという。中でも神社参拝の強要が、特に大きな問題となった。ただし、日本が欧米の植民地に対する侵略を開始すると、欧米ではアジア太平洋戦争期の日本の暴力的な占領地支配の原型として、日本の「植民地」支配を位置づけるようになり、それは欧米の植民地支配とは全く異質な支配と理解されるようになっていくという。

第三は、日本の「植民地」支配下にあった民族への低い評価である。これには植民地支配国としてのイギリス人の「帝国意識」の反映が見られる。しかし著者によればそれだけでなく、現地駐在の領事たちは日本語を習得している反面で、朝鮮語や中国語は習得しておらず、その「植民地」像はあくまで「日本というフィルター」を通じたそれであったことにもよっているという。

その上で近年の欧米での日本の「植民地」支配研究の原型は、この領事報告の中に見られるという仮説を、著者は提起するのであった。

〔論文審査結果の要旨〕

1. 本論文の第一の特徴は、近年その蓄積を増しつつある日本の植民地史研究に、英米から見た日本の植民地支配像という新たな研究領域を、実証的に開拓した点にある。これまでもその種の研究が、皆無だったわけではない。しかしこの種の研究は、朝鮮の三一独立運動に対する欧米諸国の反応や、満州事変に関連して、日本の満州支配に対する欧米の見解など、その時期も対象も限定されたものだったのであり、戦間期の日本の植民地支配全体を見渡して、それに対する英米の外交官の認識を網羅して検討したものは、従来の研究には見られなかったものである。そしてここで扱われた資料も、著者によって新たに発掘されたものであった。

特に本研究の優れた面は、戦間期に充実した年次報告を作成するようになった朝鮮、台湾、満州という三地域に着目し、それに対する英米外交官の認識を比較対照するというところを行っており、三地域の支配のあり方の認識の共通性と異なる面とを明らかにしている点にあるといえよう。三地域の認識が異なる面という点では、朝鮮についてはドミニオン（自治領）の支配方式を適当とすると考えていたのに対し、台湾に関しては自治権の拡大に消極的であり、満州に関してはむしろ「勢力均衡」的観点での評価が強く出るなどの違いが指摘されている。またこの認識の相違は、日本の軍の、特に陸軍の植民地統治への関わり方へも関連しており、関東軍の介入が突出している「満州国」、軍人総督が続く朝鮮、1920～30年代前半期に文民総督となった台湾の順で、その植民地統治評価が高くなるという傾向も示していたという。これらの諸点も、新しい知見といえるだろう。

2. 本論文の第二の特徴は、英米の領事たちが年次報告の中で、日本の植民地支配のどの側面に関心を寄せ、逆にどのような問題を見落としているかという点を詳細に検討し、その時期ごとによる問題関心の推移や、その背後にある英米の外交当局の一貫した価値観をあぶり出していく作業を行っている点である。

日本の植民地支配を評価する領事たちの背後にある価値観は、欧米の植民地支配の正当化原理である植民地の「文明化」の使命といった観念であった。その「文明化」の実現の程度は、論文で紹介された領事報告の各種の例からすると、文官支配の推進、現地住民への自治権の付与、法制上の本国との「同化」、経済開発、教育の浸透、そしてキリスト教の布教の公認などによって測られるものであったと思われる。

この植民地の「文明化」論といった英米の領事たちの評価基準は、一方でこの当時の世界的標準としてのある種の客観性を有し、日本の植民地支配を広い視野から捉える視点があるとともに、他方でその評価自体がイデオロギー性を免れないという、両義性がつきまとっていたことを、著者は論文の各所で指摘している。その一方で広い視野という点に関しては、イギリスの領事たちはしばしば日本の植民地支配の実態を、イギリスの植民地支配の経験に照らして検討していたことが挙げられる。例えば日本の朝鮮統治はアイルランドとイギリスの関係と相似のものとなされ、台湾統治はイギリスの東アフリカ支配と比較され、「満州国」はイギリスの「保護国」であったエジプトと類比されて、評価されたのであった。他方でそのイデオロギー性は、植民地の被支配民族の能力に対する低い評価や蔑視観に代表されるであろう。

このように、認識された内容の詳細な検討を通じて、認識主体の持つ優位性や

歪みを検出するという発想は、本論文が基本的には政治史研究であり、いわゆるカルチュラル・スタディーズに属するものではないにもかかわらず、その問題意識を受け止めた研究であることを示している。また近年の欧米の日本植民地史研究の「原型」として、英米の領事報告を「発見」することで、近年の諸研究をいわば発生論的な観点から相対化することもおこなっている。これらの意味でも本研究は、新しい質の研究としての特徴を備えたものであるといえよう。

3. 本論文の第三の特徴は、戦争責任や戦後補償問題といった、過去の日本の植民地支配問題につきまとう現代の政治的課題を、けっして回避することなく十分に意識しつつ、実証的な姿勢で慎重にこれに応えようとする態度が、うかがわれることである。これは植民地支配史研究には、しばしば今日的な政治的課題との交錯が見られるのであり、研究者は自己の政治的立場性を常に問われるような地点にあることを免れないからである。この点に対する著者の姿勢は、例えば朝鮮統治を扱った第2章の課題として、カイロ宣言中の「朝鮮人民の奴隷状態」という文言が出現してくる根拠の解明ということを挙げている点にも示されよう。この「朝鮮人民の奴隷状態」という文言に関しては、1953年の第三次日韓交渉において、この文言の発生した理由の理解をめぐる、日本の久保田外務省参与と韓国の洪代表とが激しく対立したという経緯があるのであり、その対立によって第三次日韓交渉は決裂し、以後5年間にわたって交渉は再開されなかったという、いわく付きのものであった。この点に関して著者は、おそらくこの日韓交渉の経緯を意識しつつ、実証的な手法により、久保田参与の解釈でも洪代表の解釈でもない、別種の説得的な結論を導き出している。このように植民地支配の責任問題といった現実の政治的問題関心を出発点としながら、政治からの研究の自立性を確保しようとする著者の配慮は、総じて本論文の学問性を高めるものといえよう。
4. 以上のように本論文は、その資料発掘や対象の新しさだけでなく、問題意識や方法においても新鮮味や学問性を備えているということができ、日本の植民地史研究に対する寄与は大きいものがあるといえよう。とはいえ、本論文で与えられた指摘が多岐にわたることもあって、そこでは問題の糸口が見つけれられたものの、未だ全面的な解明には至っていない残された課題もある。本論文では、イギリスの極東地域での領事たちの、いわば下級官吏としての地位の特質についての重要な指摘をおこなっている。しかしその領事たちの植民地認識が、特に「勢力均衡」的観点の強い満州に関して、駐日大使のそれにどのような影響を及ぼし、本国の外交政策にも影響を与えたのかという点については、十分に解明されていない。また、本論文は終章において、朝鮮・台湾の統治に関しては「第三者」的な

立場から日本の「支配の手法」を評価するという視点の報告が多かったが、満州の支配に関しては、この「支配の手法」の評価に加えて、国際関係的な「勢力均衡」の観点が強く出た報告がなされていたとまとめている。こうした理解は事実と思われるが、他方で朝鮮・台湾統治に関しても太平洋戦争期になると、例えば朝鮮の信託統治案など、戦後における「勢力均衡」の観点から植民地の位置付けを考え直す報告が、再度出現してくることを、著者はそれぞれの章で指摘しているのである。そのことからすると、「勢力均衡」的観点は日本の全ての植民地支配の評価において、常に潜在していた観点ということができ、この「支配の手法」の視点と「勢力均衡」的観点の両者が、軍の支配の評価と結び合って、どのような関係に立つものなのかは、なお追求すべき論点のように思える。このように残された課題はあるが、こうした課題の発見も本論文での解明に基づいているのであり、新たな問題の所在を発見していくという優れた論文の特徴を、本論文が備えていることの証明にもなっているといえよう。

以上の検討により、本論文は（課程）博士の学位にふさわしい論文であると評価した。これは審査委員全員一致の意見である。

〔試験または学力確認結果の要旨〕

2005年2月16日に開かれた政治学研究会において、本論文の公開審査会が開かれ、学位請求者より報告があり、それに関する議論がおこなわれた。論点は、イギリス領事たちの日本の植民地観やその認識枠組みを、どのように評価・判断すべきか、植民地のイメージ・認識論の持つ意味と、それと支配の実態との関係をどのように考えるべきか、イギリスの側のこれら地域における「国益」や経済的利害の持つ意味を、いかに評価するか、日本の植民地史研究において、矢内原忠雄の研究をどのように評価するか、領事たちの経歴はどんなもので、ここでの領事の報告がイギリス本国の外交政策にどのような影響を与えたと評価するか、外交問題としての神社参拝強制は、どのように位置付けられるか、イギリス領事たちの「同化」の概念はどういったものか、など多岐にわたった。学位請求者は、それぞれにつき該博な知識を披露し、的確な応答をなした。

本学位請求者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の水準の高さおよび公開審査会における質疑応答に基づいて、本学位請求者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることが確認された。外国語能力についても、十分にその力量を有するものであることが認められる。以上の理由から本学学位規程第25条第1項に基づき試問を免除した。

以上の諸点を総合し、審査委員会全員一致で、本学位請求者に対し、博士（法学立命館大学）の学位を授与することを適当と判断する。